

## 第 8 章 支援策

いて、災害救助法の適用が困難なことが、新聞報道されている。

## 1 災害救助法等の課題

所属	市民部
職位	危機管理監
氏名	早坂 進

### 1. 住民支援制度の概要

災害復旧の国の支援策には大きく3種類がある。①災害救助法、②被災者生活再建支援制度、③激甚災害指定である。特に、被災者の家屋復旧や生活支援に直接的に関連するのは①と②で、③は公共事業や農林水産被害の適用となるものである。

### 2. 制度の支援内容

山形県沖地震では、半壊家屋が7棟（住家4棟、非住家3棟）、一部損壊が1,006棟（R2.5.14）であったため、「①災害救助法」の滅失家屋100棟や、「②生活再建支援制度」の10世帯以上の全壊家屋（半壊2世帯、床上浸水3世帯で全壊1棟とみなす）の基準には届かなかったものである。適用された場合の支援内容は、（①災害救助法の適用）

大規模半壊住宅の応急処理に584千円/世帯が支出される。

（②被災者生活再建支援制度の適用）

家屋が全壊や半壊以上し解体しなければならず住宅を建替えや購入した場合は300万円。また、大規模半壊で修繕するような場合は150万円、それぞれ最大で支給される。

したがって、今般の山形県沖地震が両者の適用となると、家屋修繕すると200万円強/世帯が支給されることとなる。

### 3. 初期対応

発災翌日19日からは、県に被害状況を伝えながらも、災害救助法の適用の確認を随時行っているが、県の回答としては適用困難ということであった。両者制度とも適用決定するのは県であるが、本市内の被害家屋は一部損壊が多く適用基準に満たないからであった。

6月28日には、新潟県と山形県の両県にお

### 4. 災害救助法施行令1条1項4号とは

災害救助法の適用には、施行令1条1項4号規定があり、「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合に政令で定める基準に適合する場合。」がある。

気象庁では、山形県沖地震の震度6弱を受け、大雨警報や土砂災害警報の警戒基準を年末の12月まで0.7に引き上げた。これにより、本市では地震直後の12日間だけでも大雨警報が4回連続し、特に温海地区の山間部住民は洪水や土砂災害の恐怖にさらされた。

これを理由に4号規定の適用を山形県に打診し内閣府まで相談してもらったが、「地震災害による4号適用は過去に無いため適用ならず」となった。7月1日に山本大臣率いる政府調査団が現地視察した際にも、皆川市長から口頭で要望をしている。



### 5. R1台風15・19号による緩和基準

市はマスコミや政府に対し、「50万円の被害が100棟で被害総額5,000万円」、「500万円の被害が10棟でも被害総額5,000万円」。同額被害なのに前者は支援され、後者は支援されないのは不公平と言い続けた。

台風15号では、鶴岡市の瓦支援制度がモデルとなり千葉県にも制度適用された。

また、台風19号では、一部損壊割合が10～20%でも30万円支援されることとなった。

市町村の独自支援制度が国の制度を変えるための一端を担った事例となった。

**(2)－1 応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】**

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 5,714,000円以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)、大家族用(12坪)の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から20日以内	
救助期間	完成の日から最長2年(建築基準法85条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

**主 な 留 意 事 項**

- 被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。
- 「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。(令和元年10月公布)

27

**(2)－2 応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】**

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	地域の実情に応じた額(実費)	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長2年(建設型応急住宅と同様)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

**主 な 留 意 事 項**

- あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。
- 被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等(集会施設)を設置できることから、施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。
- 「借上型仮設住宅」について、その呼称を「賃貸型応急住宅」を改める。(令和元年10月公布)

28

**(5)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与**

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期(夏・冬)、世帯人数によって基準額が異なる
救 助 期 間	災害発生の日から10日以内	
対 象 経 費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

**主 な 留 意 事 項**

- 法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。
- 被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見えていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。
- この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

32

＜別記＞ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに加算
夏季	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

※ ここでいう夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。

この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

33

## (7)被災者の救出

	一般基準	備考
対象者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から3日(72時間)以内 (死体の捜索の場合は10日以内)	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

### 主な留意事項

- 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。何となれば、これらの組織は、当該業務をその本務としており、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。
- いわゆる通常の避難は救出には含まれない。被災者が能動的に避難している状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。
- 人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。
- 被災した原因は問わない。現に捜索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうとを問わない。

36

## (8)住宅の応急修理「半壊・大規模半壊」

	一般基準	備考
対象者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 595,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

### 主な留意事項

- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給は制度上想定されていない。
- 全壊(焼)の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。(ただし、この場合、応急仮設住宅の供与は不可)
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

37

**(11)死体の捜索・処理**

※「死体の捜索」については、「(7)被災者の救出」を参照

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり:3,500円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時:通常の実費 上記が利用出来ない場合: 1体当たり5,400円以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案:救護班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救 助 期 間	災害発生の日から10日以内	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

**主 な 留 意 事 項**

- 遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原型を止めない程度に変形した遺体がある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。
- 死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。
- 法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。

41

**(12)障害物の除去**

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	1世帯当たり 137,900円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救 助 期 間	災害発生の日から10日以内	
対 象 経 費	スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

**主 な 留 意 事 項**

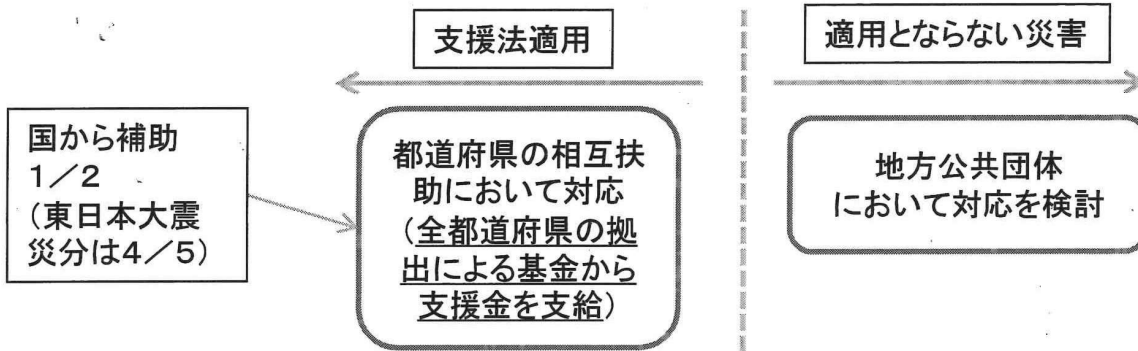
- この制度の趣旨は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。
- 居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。
- 障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とはならない。
- 住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

42

# 被災者生活再建支援制度の概要

## 1. 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。



## 2. 制度の対象となる自然災害

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

## 3. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## 4. 支援金の支給額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円

## 5. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村  
 (申請時の添付書面) 基礎支援金: 罹災証明書、住民票 等  
 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等  
 (申請期間) 基礎支援金: 災害発生日から13月以内  
 加算支援金: 災害発生日から37月以内

## 被災者生活再建支援制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条第1項)のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村(※)
- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)
- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)
- ⑥ ③又は④の都道府県が2以上ある場合に、
  - 全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万以上10万未満のものに限る)
  - 全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万未満のものに限る)

(※) 1号適用:別表第1の被害が発生した市町村

2号適用:別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に該当する被害が発生した市町村

(住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる)

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
5,000人未満	30
5,000人以上 15,000人未満	40
15,000人以上 30,000人未満	50
30,000人以上 50,000人未満	60
50,000人以上 100,000人未満	80
100,000人以上 300,000人未満	100
300,000人以上	150

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満	1,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上	2,500



# 激甚災害制度について

## 1 激甚災害制度の概要

激甚災害制度とは、「激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

## 2 激甚災害法に基づく主要な適用措置（本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等<sup>(注)</sup>に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）  
(注) 公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等
- ② 農林水産業に関する特別の助成
  - イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (第5条)
  - ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (第6条)
  - ハ 天災融資法の特例 (第8条)
  - ニ 土地改良区等を行う湛水排除事業に対する補助 (第10条)
  - ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助 (第11条)
  - ヘ 森林災害復旧事業に対する補助 (第11条の2)
- ③ 中小企業に関する特別の助成  
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (第12条)
- ④ その他の特別の財政援助及び助成
  - イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (第16条)
  - ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (第17条)
  - ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (第22条)
  - ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (第24条)

### 3 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業 等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等 に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円……の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設 災害復旧事業費の補助特 例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される 場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。  ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについ て、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。  (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用され る場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円 以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業 者等に対する資金の融通 に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3% ……の県が1以上  ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様か ら、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の事情 に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対す る補助	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%
		B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が1以上  ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額 は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法によ る災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%

		<p>B 中小企業関係被害額 &gt; 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 &gt; 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が1以上</p> <p>又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 &gt; 1,400億円 ……の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第16条 第17条 第19条	<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	<p>A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000 戸</p> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上</p> <p>又は (2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
第7条 第9条 第10条 第11条 第14条 第20条 第21条 第25条	<p>開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 共同利用小型漁船の建造費の補助 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 水防資材費の補助の特例 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>	災害の実情に応じ、その都度検討する。

#### 4 激甚災害法に基づく主要な適用措置（局激）

##### (1) 局地激甚災害

激甚災害指定基準（本激）では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設（昭和37年）当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越えられない（激甚災害として指定されない）という状況が生じていた。

そこで、市町村単位の被害額を基準とする局地激甚災害指定基準を昭和43年に創設し、限られた地域内で多大な被害を被った地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。

俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

(2) 局地激甚災害指定により適用される措置（局激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
- ⑤ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

(3) 本激と局激の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのにに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

## 5 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額  <math>&gt;</math> 当該市町村の標準税収入 <math>\times</math> 50%                      (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村                      当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額  <math>&gt;</math> 当該市町村の標準税収入 <math>\times</math> 20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村                      当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額  <math>&gt;</math> 当該市町村の標準税収入 <math>\times</math> 20%  <math>+</math> (当該市町村の標準税収入 - 50億円) <math>\times</math> 60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>

第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費  <math>&gt;</math> 当該市町村の農業所得推定額 <math>\times</math> 10%  (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)  ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費  <math>&gt;</math> 当該市町村の農業所得推定額 <math>\times</math> 10%  (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。)  ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)  ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、  当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、  かつ、  当該市町村内の漁船等の被害額 <math>&gt;</math> 当該市町村の漁業所得推定額 <math>\times</math> 10%  (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。)  ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの)  <math>&gt;</math> 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門) <math>\times</math> 1.5  (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 <math>&gt;</math> 300ha  又は  (2) その他の災害にあつては、  要復旧見込面積 <math>&gt;</math> 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの) <math>\times</math> 25%</p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>(4) 中小企業関係被害額 <math>&gt;</math> 当該市町村の中小企業所得推定額 <math>\times</math> 10%  (被害額が1千万円未満のものを除く。)  ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

## 2 屋根住宅支援①

記入者

所属	建築課
職位	係長
氏名	柿崎勇夫

### 1. 初期対応

地震から一夜が明け、建築課の忙しい1週間が始まった。被災者、マスコミ、県庁などからの電話が終日鳴り止まない中、建築指導係は指揮・情報班として庁内に残り、建築係を中心とした職員が応急危険度判定などの現場対応に当たった。

被災者からの電話は、ブロック塀の破損、瓦屋根や壁の破損、土地の亀裂など多岐に渡ったが、温海地域の被害が大きいこと、中でも瓦屋根被害が非常に多いことが次第に明らかになり、その復旧支援が業務の中心となっていく。

災害救助法の適用にならないことは早い段階で明らかだったため、支援は国費に頼らない県と市の事業として検討がスタートした。外壁や屋内の被害相談も多く寄せられたが、瓦の高額な修理費や、梅雨を控えた緊急性、他の災害での例などを考慮し、まずは瓦の復旧に支援を集中することになった。

県からは、当初、住宅リフォーム支援事業の未執行分の財源を瓦復旧支援に充てるよう指示があり、24日で受付を一時停止したが、直後にトップ判断でリフォーム支援事業とは別に県費6,000万円、市費6,000万円の協調支援の方針が決定した（その後、特定の条件を満たすものには国の防災・安全交付金が充てられることになった）。

被災件数や程度、修理金額等、被害の全貌が見えない中、限られた情報をもとに、対象の範囲、補助率・上限額、業者要件など、手探りで制度を設計し、6月臨時議会での議決を経て「瓦屋根修繕緊急支援事業」の受付を開始し

たのは7月3日。地震から2週間、スピードと正確な予測を求められた支援開始だったが、幸い、予測が実際に大きく外れることはなかった。

一方、瓦以外の外壁、基礎等については、瓦の全面葺き替えを必須とした上で、壁や基礎の耐震性を向上させる補修の支援で対応することとした。防災・安全交付金を活用した「被災住宅耐震性向上改修支援事業」を設計して8月5日から受付を開始している。

### 2. 課題と次回への教訓

初期段階を振り返ると、冒頭に書いたように被災者からの電話が殺到していたが、その段階で行政ができる支援はほとんどなく、話を聞いてまず安全を確保してもらうしかなかった。そのため、速やかな支援実施の必要性を感じた一方、地震は耐震診断や耐震改修などの平時の積極的な取り組みで被害を軽減できる災害であった。リフォーム支援事業やブロック塀除去の実績をみても、減災に関する取組は少なく、平素から自身で財産を守る備えをしていただくことが重要で、今後、啓発の強化が必要である。

また、業務体制に関して、応急危険度判定の整理、土地を含む住宅全般の被害相談、マスコミ・行政庁への対応、支援制度設計など、少人数の係に業務が集中した。他の係の応援は当然受けていたが、時限的な課内異動なども検討の余地があると感じた。



## 2 屋根住宅支援②

記入者

所属	山形県瓦工事業組合
職位	理事長
氏名	関川俊夫

### 1. 初期対応

山形県瓦工事業組合の山形県沖を震源とする地震災害の初期対応は、以下のように進められました。

- 6月19日(水) 三役会議 災害状況把握の為アンケート実施決定、実行へ。瓦業界各方面よりお見舞いの電話が入り、ブルーシート等支援物資をお願いする
- 6月20日(木) 山形県沖地震を震源とする地震と瓦屋根との安全性について、愛知陶器瓦工業組合と懇談
- 6月21日(金) 愛陶工、全国瓦工事業組合・米山氏(宮城)より現地調査の話あり。全瓦連・屋根新聞へ概要報告(全瓦連安全委員会にて、齋藤勉)
- 6月22日(土) 1回目ブルーシート・土嚢袋配布(齋藤勉、関川) 鶴岡市内は(株)丸山ブロック工業所から各事業所へ (株)丸山ブロック工業所・長谷川高圧セメント工場・鼠ヶ関セメント瓦工場、現地状況調査・聞き取り 愛陶工、全瓦連(米山氏)、山形の合同調査→調整→
- 6月23日(日) 合同調査「6月27日」決定
- 6月25日(火) 小岩川、温海地区視察((株)鶴弥、関川) ドローンによる現地調査(小岩川、鼠ヶ関・湯温海) 2回目ブルーシート・土嚢袋配布、鼠ヶ関セメント瓦工場へ



- 6月26日(水) 愛陶工(神谷氏、片岡氏)2名 酒田到着後18:00 合同調査打合せ
- 6月27日(木) 9:00～ 庄内地区・新潟県境、合同調査、3回目ブルーシート・土嚢袋配布 愛陶工(神谷、片岡)全瓦連(米山)、山形(齋藤豊、齋藤勉、菅原、関川)計7名 17:00 会議 山形4名+杉野事務局 17:30 懇談会 8名
- 6月28日(金) 山形県建築住宅課 佐藤氏と電話にて地震復興について懇談
- 7月1日(月) 14:00 鶴岡市役所建築課 課長・村上氏と電話にて地震災害、復旧工事について懇談
- 7月2日(火) 9:00～ 鶴岡市役所建築課・村上氏へ行き復旧工事の悪徳業者対応・安全な瓦工事の指針として「J53判瓦屋根標準施工要領書」(抜粋)450部配布依頼→組合員名簿も一緒配布(事務局に電話連絡有)
- 7月3日(水) 14:00 山形県瓦工事業組合地震対策会議 被災地鶴岡市の組合員の状況調査聞き取り・現地の要望協力体制について協議
- 7月4日(木) 午前 酒田市建築課 今回の地震被害報告と資料配布※「J53判瓦屋根標準施工要領書」 午後 庄内総合支所建築部 地震被害報告と資料配布
- 7月8日(月) 午前 庄内町建設課、三川町建設課、遊佐町建設課 地震被害報告と資料配布 午後 鶴岡市役所にて、鶴岡市・山形県建設業協会鶴岡支部・田川建設労働組合・山形県瓦工事業組合・鶴岡市の被災地業者

による復旧について連絡会議

7月10日（水）鶴岡市と補助金を受けるための瓦屋根標準設計・施工ガイドライン等に基づく施工報告書について意見交換

7月12日（金）午後 山形県瓦工事業組合、地震被害対策会議

7月23日（火）午前 山形県瓦工事業組合、地震被害対策会議

7月24日（水）午前 第一回被災住宅の復旧に関する連絡会議（温海分庁舎にて）組合から齋藤・関川 被災地事業所から丸山瓦ブロック工業所・鼠ヶ関セメント瓦工場・長谷川高圧セメント瓦工場・利共瓦板金産業

7月26日（金）午前 第1回被災者支援総合相談会（温海分庁舎にて）(株)利共瓦板金産業 参加 午後 (株)丸山ブロック工業所 参加

7月28日（日）午前 第2回被災者支援総合相談会（由良コミュニティーセンター）齋藤豊、関川 参加 午後 (有)秋山板金工業所 参加

## 2. 課題と次回に向けて

○鶴岡市の初期対応ブルーシート掛けが迅速に行われ良かったが、ばらつきがみられたことが残念。(同じようなケースで瓦を全部下した物件とそうでないもの、立地条件にもよるのか) ブルーシート掛け方の講習会等必要では。

○災害備蓄のブルーシート・土嚢袋は対応月数の長いものを(UV対応)。

○当初から被災地事業者には工事依頼集中、鶴岡市と話し合いのもと組合員名簿の配布拡散を図るもなかなか効果上がらず。地域性に起因するものか。親戚関係など絆が強い地元志向。

○当初から災害廃棄物の処理に関して仮置き場を設置してもらえて良かった。廃棄物が出る工事は天候に左右されるので、できれば土曜日の対応・当日の対応も考えてもらえば復旧工事の進捗状況に影響したのでは。



○今回のような道路の狭い、作業車両の入れない宅地の多い所での作業ははかどらない。解体物件を早くして作業地を確保しては。

○地域性として屋根の野地板が3cmから9cm隙が空いている住宅がほとんどで復旧工事コストが上がる。

○ブルーシートを1日も早く減らしたいのであれば当初から災害弱者(自力で復旧が容易でない者)に対する取り組みが必要だと思う、災害強者(自力で復旧が行える者)は自力で進む。

○政府の課題となると思うが、現在は支援や補償といったものは政策の線引きによってゼロかイチに分かれてしまう。その間を埋める発想が欲しい。支援や補償を公平・公正に行う「被災者」の定義が必要だと思う。千葉県被災者も山形県被災者も同じような復旧工事費のかかるケースは多い。



### 3 つるおか版被災住宅無利子融資

記入者

所属	建築課
職位	主任
氏名	長谷川涼子

#### 1. 初期対応

「つるおか版被災住宅無利子融資制度」は、金融機関から被災者への貸付金利分を市が補給し、被災者が無利子で借入できるようにした制度である。

災害発生時に行われる低利融資としては、独立行政法人の住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫。以下、機構）が行う「災害復興住宅融資」が広く使われており、山形県沖地震でも、6月20日に被災者に向けた融資が発表された（6月の基準金利は0.41%）。また、市内金融機関も、通常より1%程度低い2.1%での特別融資を発表している。

6月24日に機構の東北復興支援室の2名が来庁され、融資制度と東日本大震災を踏まえた本市の利用者想定などの説明を受けた。この時点では、県が利子補給を検討している情報は入っていたものの、市が利子補給することはほとんど検討されておらず、制度をいかに周知するかを重視していた。

その後、市単独での利子補給決定に至る詳細なプロセスを小職は承知していないが、市長の判断により、臨時会の前日27日の午前には無利子融資実施の方針が決定され、慌しく議案提出の準備を行った。

この段階でのスキームは、「住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資」への利子補給による無利子融資であり、他の金融機関が実施する融資への利子補給については詰める時間がなかった。

機構に対して市の方針を伝え、7月5日に機構本部から制度設計に関わっている担当者が来庁し、総務部長、会計管理者、財政課長を

交えたミーティングが行われた。

この会合の後、①できるだけ速やかに無利子融資を実施するため、大阪府北部地震で実施された大阪版無利子融資制度の設計を流用する、②他の市内金融機関に対しては、無利子融資を行うことを条件として利子補給を行い、協調する金融機関を募るということが決定された。

#### 2. つるおか版被災住宅無利子融資制度

「つるおか版被災住宅無利子融資制度」は、鶴岡市内の被災住宅の所有者または居住者で、全壊・半壊・一部損壊の「罹災証明書」を交付されている方を対象とし、地震の被害によって損害が生じた住宅の補修を含む工事（屋根・外壁の修理等）が対象となる。融資条件は、融資額が200万円以内（全壊・大規模半壊・半壊の場合は300万円以内）、融資金利が0%、返済期間が10年以内となるが、別途各金融機関の融資審査を必要。

取扱金融機関は、機構のほかに鶴岡信用金庫、鶴岡市農業協同組合、庄内たがわ農業協同組合の協調により、4行で取扱いとした。申込受付期間は令和元年8月5日から令和2年3月31日までとし、融資申込を行う際には、鶴岡市が発行する本融資制度の利用に関する確認書の提出が必要。

#### 3. 課題と次回への教訓

速やかな実施を目指し大阪版無利子融資制度の設計を流用するも、不明な点も多く、各金融機関と何度もやりとりを行い実施へと向かっていった。

制度の速やかな実施を行うには、適正な判断と素早い決断力、それを行う実行力が大事になるということを再認識した。

今回の経験と課題を教訓に、今後業務に努めていきたい。

## 4 被災住宅耐震性向上改修支援

記入者

所属	建築課
職位	主査
氏名	佐藤友泰

### 1. 発災後の対応

山形県沖地震が発災し、応急危険度判定の調査等により木造家屋の瓦屋根に被害が集中している事が判明した為、急遽、瓦屋根修繕に対する支援策の検討に入った。

県と共に支援策を検討するにあたり、財源に関しては、リフォーム補助の予算を充てる可能性があった為、補助の受付を6月25日に一旦停止する事を決定した。

その後、瓦屋根修繕の財源は別枠の補正予算で対応する事になったが、瓦屋根修繕の受付対応との混乱を避ける等の理由により、リフォーム支援事業の受付は8月5日まで停止する事とした。

耐震診断補助に関しては、受付は停止せず継続していたが、耐震改修補助はリフォーム補助のメニューである為、リフォーム補助と同じく受付は一旦停止した。

### 2. リフォーム補助受付停止にあたっての対応

一時受付停止については、急な決定となったこともあり、ホームページ、窓口で周知を図ったほか、つるおか住宅活性化ネットワークを通して、リフォーム支援事業を利用する設計者、工務店、大工等へ直接連絡するとともに、個別の相談に対しては、再開見通し等について丁寧に説明を行い、利用予定者に対し混乱の防止に努めたが、停止に関しては、ある程度の期間周知が必要だったと考えられた。

### 3. 耐震診断、耐震改修の状況

震災後、耐震事業に関する相談件数は予想より少ないと感じられたが、その要因として、瓦屋根の被害に対して建物の構造部分に大きな被害を受けた住宅が少なかった事が考えられた。

それでも耐震診断の申し込みは震災後に4件の申請があった。

耐震改修補助に関しては、今後、耐震診断後に提案された補強計画案の結果を基に所有者が工事を実施するか検討しているものと考えられるが、10月15日現在1件のみの状況であった。また、瓦屋根に被災した住宅の場合は、瓦屋根の全面葺き替えに合わせて耐震補強を行う耐震性向上改修支援事業を利用するケースが多いと考えられた。(5月20日現在37件受付)

### 4. リフォーム補助受付再開後の状況

8月5日、リフォーム補助の受付再開後、初日に36件の申請があったほか、8月30日までに71件の受付件数となった。補助の利用を予定していた方々の多くは申請されたものと考えているが、工事の緊急性等により、一部には止むを得ず補助を使わず、自己資金で対応された方もいると考えられる。

### 5. 課題と次回への教訓

山形県沖地震による被災住宅は、瓦屋根の被害が多く、それらは瓦屋根修繕支援事業で対応可能であるが、瓦屋根に被害は無かったが、外壁や窓、室内の壁、浴室のタイル等の被害により、リフォーム補助の再開まで修繕工事が待てない状況の方や補助が有る事を知らずに工事を行い完了後に、罹災証明を持って補助を受けられないかと相談に来られる方もいた。

しかし、リフォーム補助事業は、瓦屋根修繕支援事業等の災害対応の制度でない事から要綱上、事前着工は認められない為、着工した場合や完了後は補助対象にならないと断らざるを得なかった。

今後の課題としては、上記のような瓦屋根以外の災害復旧に掛かる工事に関しても、罹災証明の添付によりリフォーム補助に関して事前着工も認められるような制度改正の検討が必要と考えられる。

## 5 ブロック木板

記入者

所属	農山漁村振興課
職位	専門員
氏名	五十嵐英範

### 1. 初期対応

6月18日発生の中越沖地震におけるブロック塀の被害状況は、倒壊58件、亀裂33件と、甚大な被害が発生するとともに、危険ブロック塀の撤去と再建支援の必要性が生じた。

これを受け県・市では、被災したブロック塀を木質化することで安全性を高めるとともに、県産木材の利用拡大等を目的に、木製フェンスによる復旧経費を県と市との協調補助により支援することを決定した。

支援内容については、それぞれの担当部局（県：森林ノミクス推進課、市：農山漁村振興課）が調整し、県は7月議会に追加提案、市では7月臨時会で予算措置した。



地震で倒壊したブロック塀（家中新町地内）

### 2. 支援内容について

本事業は、山形県沖地震により被災したブロック塀の撤去と木製塀での再建を支援し、災害時の転倒・崩壊の危険性を低減することを目的に実施したものである。支援策の概要は以下のとおり。

○対象ブロック塀：地震により被災したブロック塀で危険度の高いもので、一定量以上の地域産材（鶴岡市産材）を用いた木製塀に建て替えるものを対象とする。既に撤去した被災ブロック塀や既存基礎を利用した建て替えも対象となる。

○補助率：事業費の1/2か40万のいずれか低い額。ただし、次の①②は対象外。①補助対象経費が10万円未満の工事 ②産業廃棄物の運搬費と処分費。②の運搬費の除外については、他課の支援事業との重複を避けたもの。（補助率1/2のうち、県負担1/4、市負担1/4）  
○予算：木製塀設置単価を60千円/m、事業採択件数を対象件数の1/3相当の30件と見込み12,600千円を7月臨時会で予算措置した。



支援策で設置した木製塀（鼠ヶ関地内）

### 3. 課題と次回への教訓

申請に至ったものは4件に留まっている。申請件数が伸びていない理由として、被災者・復旧業者からの聞き取りによれば、ブロックによる再建費用との比較検討に時間を要すること、設置後の木製塀の維持管理（数年おきの塗替え等）を考慮するとブロック塀での再建を選択するケースが多いことなどが上げられる。

また、温海地域の一部においては、住宅等に甚大な被害を受けていることから、塀などの外構部分を修復するまでの経済的余力が無く、安価な手法にならざるを得ない状況も、伸びない理由の一つである。

今後の課題としては、山形式フェンスなど地元産材を活用した木製フェンスのメリットや優位性を、防災と林業振興の両面からアピールし、ブロック塀に代わる魅力ある選択肢として普及・定着するよう、更なる周知に努める必要がある。

## 6 危険空き家解体

記入者

所属	環境課
職位	課長補佐
氏名	藤澤 実

### 1. 発災から12時間までの対応

発災直後は、消防署通信指令課からの家庭用ホームタンクの灯油漏れなど危険物漏洩の情報が多数入り、夜が明けてからの現場確認の方法など体制作りをおこなった。

震災翌朝には、瓦の落下やブロック塀の損傷など空き家に関する情報が入り始め、油漏れと空き家の連絡があった場所を手分けして回った。

### 2. 空家、危険物漏洩の応急対応

空き家で危険な物は、見回った職員が移動や引き倒しなどの可能な範囲で応急的に措置すると共に所有者に撤去や修理するよう助言をおこなった。

油漏れについては、消防署で設置した油吸着マットの設置場所を確認し、収束後に市や住民で回収することとした。



崩れかけたブロック塀

この際、事務室と現場間でスマートフォンを介し地図や被災状況写真の情報を共有したため迅速な対応をおこなう事が出来た。

20日からは、震源に近い危険空き家と使われていない大規模建築物の見回りをおこない、応急処置や危険なところについて所有者への連絡を行った。

### 3. 庁内の協力体制、清掃班の活動

震源地の温海地域で市民相談の窓口を開設することとなり、環境課は受付スタッフとなった。

災害の種類や大きさによって、どの部署に大きな負荷が掛かるかは異なるが、このような協力体制を柔軟に組むことで、市民のニーズに少しでも早く答えることができ、また、職員の消耗を押さえることができると実感した。

清掃班では、災害廃棄物の仮置き場のスタッフとして現地に常駐した。

雨や炎天下の作業であり、1日単位での勤務は大変であった。半日交代なども考えられるが職員だけでは人数が不足であった。

### 4. 課題と次回への教訓

油漏れの原因の大半は、ホームタンクを地面に固定していなかったことと油貯めが設置されていなかったことであった。

灯油を多く使う冬の前に、タンクの固定と油貯めの設置を広報することにした。

今回は、倒壊しそうな空き家は数か所であったが、冬期間で屋根に雪が積もった状態で地震が起きた場合には被害はもっと拡大したものと考えられ、空き家の適正管理を強く求める必要があると感じた。

来年度は、空き家の大規模調査を行う年度となっているので、災害にも有効にデータを活用できるように取り組んでいきたい。

空き家のブロック塀等損壊 17件

空き家の瓦落下 22件

大規模建造物の損傷 2件

危険物（灯油等）漏洩 31件

## 7 共同墓地復旧

記入者

所属	市民課
職位	管理主査
氏名	石川秀和

### 1. 初期対応

地震直後に小岩川地区の共同墓地の墓石倒壊がマスコミ報道されるなど市内各所での墓石倒壊が予想されたことから、6月24日より本所及び各庁舎市民福祉課を通じて、墓園・墓籍台帳に記載のある共同墓地及び宗教法人等が管理する墓地での墓石倒壊や通路の亀裂等被害状況調査を開始した。鶴岡市内には墓地が約300箇所あり、その内、集落などで管理している共同墓地が約130、法人が管理しているものが約170ある。調査開始から二日後の6月26日までに約240墓地の聞き取り調査を終えた。その後の調査を含め、市全体で約1200基の墓石について倒壊やズレなどが確認され、通路などの共有部分の破損等は6墓地で50箇所以上だった。



### 2. 現地調査

特に被害の大きかった小岩川地区、由良地区の被災現場に入り、小岩川共同墓地では、墓石が約20メートル落下し寺院の外壁にあたるなどの被害が確認された。

また、約300基以上ある由良共同墓地では60基以上に倒壊やズレが生じ、また、通路や擁壁にヒビが入るなど被害が確認された。

### 3. 課題と次回への教訓

地震直後から個人の墓石倒壊等の支援・補助について問い合わせが来るようになったが、補助は共同墓地の通路等共有部分の復旧に限り支援していくことを決定した。その後、すべての調査を終え市内の共同墓地における共有部分の被害は、6墓地で発生、その他被害の大きかった温海地域の4墓地についても、共有部分にもなんらかの被害が想定されたため、最大10墓地に対し、支援可能とし、事業費を2000万円として、補助額は予算の範囲内で50万円以上の工事に限り補助率2分の1、最高200万円までとした。



今後の課題としては、墓園・墓籍台帳の作成時期や届出が明治時代となっているものや合併以前に作成されているもの、管理者の所在が分からないものなども多数あり被害状況の聞き取り確認に時間を要した。また、法人管理なのか共同墓地なのか判別しづらい墓地が散見されたことなどから、改めて墓地台帳を整理する必要がある。

また、現地調査にあたっては、通路など共有部分のヒビ割れ等が地震により発生したものなのか判別の難しい箇所もあり、墓地管理者を含め複数からの聴き取りが重要であった。さらに、2分の1補助であるため、各集落での負担もあり、全員の合意を取り付けるまでの時間を要した等の声も聞かれたため、今後は事業期間については状況に応じた対応も必要と思われた。

## 8 災害ごみ支援

記入者

所属	廃棄物対策課
職位	主査
氏名	本間克秀

### 1. 災害廃棄物仮置場の設置（初動対応）

6月18日（火）22:22 発災。地震発生直後は、職員の安否確認や所管施設の被害状況の把握等に追われることとなった。

災害廃棄物処理計画に基づき仮置場設置の動きが本格化したのは翌々日（20日）の課内会議からとなった。会議では、仮置場の設置に関して①被害状況の把握、②場所の選定、③処理対象物の特定、④処理フローの作成、⑤経費の確保（国・県との調整含む）、⑥管理体制の構築、⑦問合せ対応等の主担当を決め、仮置場を市内全域対象に1箇所と被害の大きい温海地域には4箇所の仮置場が必要と判断し、22日（土）から設置することを決定した。

市内全域対象は岡山最終処分場に決定したが、温海地域の4箇所は温海地域全域対象1箇所と、震源に近く被害の大きい小岩川、早田、鼠ヶ関にそれぞれ1箇所設置することとし、設置場所の選定は災害廃棄物処理計画で選定した場所を中心に現地の状況を確認しながらの選定作業となった。

災害規模から、計画で想定した学校のグラウンドなど公共施設の機能を停止して設置するケースでないこともあり選定には苦労したが、地元自治会や山形県との調整により何とか選定することができた。設置前日（21日）の依頼にも関わらず対応いただいた、自治会、山形県には大変感謝している。

その後、他地域でも被害の大きい集落があったことから、2箇所に仮置場を追加設置することとなった。

### 2. 災害廃棄物仮置場の管理・運営

仮置場の受付管理等の運営は、基本的に当

課職員が当たることとなるが、通常業務と並行しながらとなり、絶対数が足りず、他課からの応援と共に、災害協定を締結している解体工事業協会に一部を委託し対応した。

仮置場の設置は当初7月31日までとされていたが、多くの家屋で屋根瓦等の修復が思うように進んでいない状況を踏まえ、受け入れる災害ごみを瓦等に限定したうえで、岡山最終処分場を12月20日まで、温海地域は1か所とし10月31日まで延長し、当課職員が運営に当たりながら復興支援を行った。



災害廃棄物仮置場

### 3. 課題と次回への教訓

#### （机上訓練の必要性）

災害時の対応は地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき行われるが、想定規模の相違や通常業務が並行することにより思うような対応ができなかった面があった。このことから災害発生時に職員一人一人がスムーズに動けるように、仮置場の設置方針・対応、処理フローや国庫補助、予算、契約、報道、ボランティア受入等の役割をあらかじめ検討し、役割分担を常に共有することが大切で、様々な災害を想定した机上訓練の必要性を痛感した。

ボランティアの受入は、早期段階では受入体制が整わないという課題があり、処理段階になるとボランティアが不足するなどの課題が残った。



#### (災害廃棄物処理計画の見直し)

想定規模以外の災害では、災害廃棄物処理計画で予定した仮置場候補地だけでは対応できないことがあることから、今回と同様規模の災害が発生した場合の仮置場候補地の追加選定が必要。

#### (仮置き場の面積と状態把握)

災害廃棄物の処理フローに基づき、仮置場の分別を徹底すること、十分なスペースと適切な配置を行うことがスムーズな運営に繋がるため、災害規模や内容にあわせた処理フローの作成が必要。

#### (資材の確保)

仮置場や分別を表示する看板や区域を区切るセフティーコーン等は、当課には常備されていなかったため、土木課から標識や単管パイプ等を借用し、温海庁舎からは看板とセフティーコーンなどを借用するなどして、職員総出で手作りして設置した。今回は、タイミングよく借用できたが、当課においてある程度の確保が必要。

また、集積した災害ごみは、市の施設で処理するものも多く、搬送用の車両や積込用の重機等の車両機材の整備の必要性を感じた。処理に当たっては、他課の職員を含め多くの人員を要したが、もっと大きな災害では、職員数がさらに限られるため、重機の導入や作業委託等の事前の体制づくりが重要と感じた。「備えあれば憂いなし」の体制が必要です。

## 9 罹災証明発行①

記入者

所属	課税課
職位	資産税評価係長
氏名	菅原亜希子

### 1. 初期対応

6/21（金）熊本市から前復興総室長の原口財務部長と本田復興総室の本田氏が来鶴され、罹災証明発行について指導、アドバイスをいただいた。それにより今までぼやけていた「罹災証明」のイメージがはっきりし、この業務が重要かつ影響力が大きいものであることを自覚する。このときの熊本市のお二人からの「一番大変だったことは『先が見えないこと』だった」という言葉が、あとあとずっしりと心に響くことになる。

6/25（火）～27（木）の被災3地区の住家被害認定調査を踏まえ、7/2（火）まで罹災証明発行の準備にかかる。調査表の内容を点検し、各住家の被害程度の結果を市自前の「罹災証明発行ツール」（エクセル）に入力するのだが、のちに「屋根被害の有無」「電話番号」等も屋根被害支援の関係で当初より入力しておけばよかったとなる。



### 2. 温海庁舎における罹災証明発行窓口

7/3（水）～12（金）まで温海庁舎に臨時窓口を設けた。会場設営、小字地名の新旧対照表や備品の準備、PC、プリンタの設定等温海庁舎の職員からは準備段階より協力を得られたことがありがたかった。事前に準備した受付の流れ、シミュレーションをもとにしつつ、状況に応じ

て最も良い方法をとるように変更していった。受付番号と記載板付きの申請書を渡し、審査の順番を待っている間に申請書を記入してもらう方式は、混んできても窓口で人をさばくことができたのでよかったが、待合スペースの照明が暗く、書きにくそうであった。

審査を受けるまで、長い人で1時間くらいの待ち時間があり申し訳ない思いだったが、不満を訴えることもなくじっと待つ方がほとんどであった。別部屋に建築課職員が常駐し、待ち時間に瓦被害支援の説明対応をしていただけよかった。全体的に、受付、案内、申請書記入説明、審査、写真のコピー、公印押印等各業務について、温海庁舎職員、大阪府枚方市と北海道木古内町の派遣職員の方々と連携し協力し比較的スムーズに実施できたと思う。

審査のやり取りの中で、極力、被害にあわれた方の気持ちによりそうよう心がけたが、写真判定の場面で「一時損壊という判定になります」と伝えたときは、「現場も見に来ないで、被害の程度が決められてしまうのは正直納得できない」とのお言葉をいただく場面もあった。

温海庁舎臨時窓口終了後は本所課税課と各地域庁舎で罹災証明発行をしている。



### 3. 課題と次回に向けて

市自前の「罹災証明発行ツール」を作成したが、県レベルでのシステムの導入が必要と感じた。防災訓練と合わせて、罹災証明発行訓練も実施したほうが良いと感じた。



## 9 罹災証明発行②

記入者

所属	大阪府枚方市
職位	係長
氏名	浅野泰治他 3名

### 1. 災害支援派遣の経過

私たちは、2019年6月18日に発生した山形県沖地震で、鶴岡市は震度6弱を観測し、建物などに大きな被害があったことを報道等で知りました。

その後、6月19日に鶴岡市へ向かった本市先遣隊から、「罹災証明書発行に係る住家被害認定調査支援の要請があったため調査経験者で支援に行きたい。」との連絡があり、7月1日からの5日間、私たち資産税課の職員4名が鶴岡市の災害支援に赴くこととなりました。

2018年の大阪北部地震発生当初、本市職員の中で住家被害認定調査の経験者は2名しかいなかったことから、調査体制の構築に苦労した経過がありました。

鶴岡市においても本市と同様の状況であると予想されることや、被災者から二次調査や再調査の要請があった場合のアドバイスや調査にも対応ができるよう、二次調査経験者を中心に派遣メンバーを選抜し、出発準備を整えました。

ところが出発直前に、住家被害認定調査は仙台市等の支援によるローラー調査でほぼ終了し、罹災証明書発行業務が主な業務であると聞き、私たち4人は、本当に役に立てるのか不安でいっぱいになりました。しかし、実際に業務に従事してみると、「一部損壊」や「半壊」などの判定結果の説明は、調査経験を生かしてスムーズに行うことができました。また、「枚方市」の名前が入ったビブスを見た被災者や鶴岡市の職員からは、遠方からの支援に対する感謝の言葉をいただき、大変うれしく、やる気にもつながりました。

### 2. 大阪北部地震との比較

今回私たちが派遣の中で見た限りですが、外壁材や瓦が剥落した家屋は少なく、大阪北部地震と比較して被害程度は甚大ではないように感じました。

この理由については、多雪地域特有の家屋構造として、建具等の開口部が少ないため揺れに強いこと、特に内陸部では、瓦葺きではなく鋼板葺きが多いために屋根の重量が軽いこと、沿岸部の家屋では、外壁がモルタル塗りではなく、ボードや板張りが多く、外壁材の剥落が少ないことなどが、被害が軽減された要因であるように思います。

なお、大阪北部地震では、一次調査の約5%に当たる126件の二次調査、再調査を実施しましたが、私たちが派遣されている期間、被災者から二次調査や再調査の要請はありませんでした。

この原因については、屋根被害に係る修繕費補助制度の創設が迅速であったことや、多くの被災者が「一部損壊」という判定結果に納得されたからではないかと考えています。

### 3. 支援活動を振り返って

今回の災害支援派遣について私たちが感じたことは支援調整の難しさです。

私たちは、家屋被害認定調査の経験者として鶴岡市に赴きましたが、結果として調査に従事することはなく、罹災証明書発行業務の支援をすることとなりました。

被災地では、被災者のニーズなども刻々と変化し現場も混乱する中で、きめ細かな調整を行うのは大変困難であると思いますが、やはり専門性の高い業務に適確な人材を充てるための体制づくりは重要な課題です。

今後、同様の支援要請があった場合には、事前にできる限り正確な情報を収集し、適確に支援が行えるよう努めたいと思います。



【り災証明書発行窓口の風景】

#### 4. 本市の取り組み

大阪北部地震では、被害認定調査の経験者や調査の核となる人材の不足が、本市の大きな課題となりました。

そこで被害認定調査を行う人材の育成・拡大を目的に2019年度は、市役所全部署の調査未経験職員を対象とした住家被害認定調査研修に取り組みました。

研修の講師は、今回派遣された職員も務めており、市職員全体のスキルアップをめざして来年度以降も実施する予定です。



【被害認定調査研修の様子】

今回、鶴岡市の災害支援に従事したことは、り災証明書発行の段取りや他市への支援要請といった、マネジメントの観点からも大変勉強になり、経験の積み上げとなりました。

今後も鶴岡市との交流を大切にしながら、大規模災害に備えて私たち災害支援経験者ができる取り組みを進めて行きたいと思います。

## 9 罹災証明発行③

記入者

所属	北海道木古内町
職位	主事
氏名	大山格臣他2名

### 1. 姉妹都市木古内町からの派遣

私達は7月8日から12日の日程で、姉妹都市北海道木古内町より災害対応業務の応援として派遣されました。

被派遣者は、木古内町建設水道課建設グループ主事大山格臣、生涯学習課社会教育グループ主事太田本気、産業経済課農林グループ野坂悠登の3名。

出発前の打合せでは、どこで何をするか具体的な用務は把握できておらず、雨具や蛍光反射ベストなど、現場での作業も想定した準備で向かうこととなりました。

まずは派遣される側の私たちが、ご迷惑をかけず無事に帰還することが命題であると肝に銘じました。

### 2. 用務地・用務内容

鶴岡市本庁舎及び温海庁舎にて「①瓦屋根修繕補助金申請受付」及び「②罹災証明書申請受付の補助」を行うよう指示を受けました。

①瓦屋根補助金申請の受付では、申請に必要な申請書、住宅の写真、見積書等の添付書類確認及び補助内容の説明。建築課の職員が1名常駐していた他、江戸川区職員（7月3日～9日滞在）からの引継ぎもありスムーズに業務を進めることができました。

対応件数は、

7月 8日 申請 11件、相談 40件

7月 9日 申請 8件、相談 19件

7月10日 申請 7件、相談 28件

7月11日 申請 4件、相談 20件

7月12日 申請 3件、相談 25件

と、比較的少ない件数となっていますが、こ

の時期において、大半の修繕業者が復興工事中ということもあり「見積り待ち」の方も多く、申請の受付よりも補助内容の説明が多かったためです。

②罹災証明書申請受付では課税課が対応する「外壁、基礎、屋根」の「一部損壊、半壊、大規模半壊、全壊」を被害状況の写真を基に査定。申請書の記入方法の説明や添付書類のコピー等業務の補助。



7月12日（最終日）の業務は降雨による土砂崩れの恐れがあるため、14時30分で業務終了の指示を受け、帰町しました。

### 3. 課題と次回への教訓

罹災証明受付部署が「建物課」「私財（倉庫、店舗等）は防災安全課」となっており、私財の申請をしたい方を別の階の部署へ案内しましたが、受付の会場若しくは階は同一であった方がわかりやすかったと思います。

防災訓練実施時においては、主に「避難」に対する初動訓練がメインとなりがちですが、「被害が一段落した後」の罹災証明書発行業務や家屋被害調査等についても、別段実例を用いた訓練や確認を行う必要があると感じました。



## 10 災害ボランティア①

記入者

所属	ボランティアセンター
職位	所長
氏名	半澤 活

### 1. 初期対応（市社協内の動き）

6月18日22:22の発災後、にこふるに、常務理事と本部管理職が23:00までには集合完了。本部内のパソコンが傾き、書類が散乱、また



多くの机の引き出しが空いている状況に、地震の揺れの大きさを実感した。市が設置した災害対策本部からの情報や指示を、同じ建物に入っている市健康課を通じて

随時確認しながら、当協議会が運営している15施設（高齢者11、障がい者2、児童2）と5福祉センターから状況把握を行い、停電や各地区内の被害、津波警報により避難している状況などを確認できた。その時点で緊急対応しなければならない状況にはなかったことから、夜が明けてから再度詳細把握をすることとし、市からの指示で翌日3:00に一旦解散した。

### 2. 当初のボランティアニーズ把握

6月19日朝、各地域の状況確認を行った。鶴岡地域は21学区・地区コミセンに、藤島、羽黒、櫛引、朝日の4地域は各福祉センターに連絡をしたところ、墓石が倒れた、瓦が落ちた等の被害はあったが、ボランティアが必要だというニーズは、その時点では確認できなかった。被害が大きい温海地域は、地域福祉課の温海在住職員が福祉センターに出勤して同センター職員とともに状況把握を行った。温海庁舎が中心となって27の自治会長からの確認、また、地域包括支援センターと民協が災害

時要配慮者を中心に状況把握を行っていたが、まだ慌ただしい状況でもあり確認中のところが多かった。その後、温海地域の沿岸部が大きな被害を受けているとの情報から、県社協職員、鶴岡市内の災害支援NPO、災害アドバイザーとボラセン職員の5名が19日午後に温海地域に向かった。現場に行く前に、温海庁舎と福祉センター職員から現状を確認し、さらに途中から災害アドバイザーと連携する県外の災害支援NPOのメンバーも合流して今後のことを話し合った。その中で、各地区の現状を確認してきたNPOメンバーから、「各地区とも、とても地縁が強く地域力が高いことから、自分たちや他からのボランティアが最初から入るよりも、まず地域の人たちの共助を大切にしていってあげて、状況を見ながらボランティアの力を借りていく方がいいかもしれない」という話しも出された。



### 3. 課題と次回への教訓

現状を踏まえ、市災害対策本部と協議した結果、「災害ボラセン」は設置せず対応したが、結果的に県内外から284名のボランティアの協力があり、短期間で瓦等の片付けを終わらせることができた。課題はいろいろと見えたが、特に自治会等の地域力が高い地区では「自分たちで頑張るし他人に迷惑をかけられない」という想いがひしひしと感じられた。ただ、長期化した時の地域住民の大変さやボランティアの長所等を丁寧に伝え、外部からの「受援力」を高めるための啓発活動を、今後平時の取組として行っていくことが重要である。

## 10 災害ボランティア②

記入者

所属	横浜市
職位	—
氏名	本橋和夫

### 個人ボランティアで参加して！

平成から令和へと元号も改まり、まだ日本列島初賀ムード覚めやらぬ中、6月山形県沖地震、また8月の九州大洪水以降立て続けに9月10日と台風による更なる各地での大災害発生には、



少しでも早い復興を願うばかりです。

私は、5月から福島県で農園支援のボランティア活動

中でしたが人手不足で抜け出せず、遅ればせながら7月初めから大山地区の酒蔵さんのボランティアに参加させていただきました。活動初日、現場に行くと社員の方から作業手順の説明があり、明瞭簡潔で解りやすくすぐに呑み込みました。作業は、概に一升瓶と四合瓶に詰められ出荷寸前の日本酒ですが、ホコリや割れ瓶からの飛沫等々の汚れを1本1本ひたすら人力による水洗いです。

その中で、感動的な出来事がありました。子どもを保育園に預けてから来たという、20歳の若いお母さんでした。午後には迎えに行かなければいけないので、少しの時間しかお手伝いできないと言いながら、1時間半程車を運転してこの酒蔵のボランティア活動に参加していました。

私は、只感激の一言です。近隣地域にこのような素晴らしい人が在住している鶴岡市の復興は、早く進むであろうと確信が持てました。

記入者

所属	遊佐町
職位	チームはちまき
氏名	菅原千佳

### 出来ることを探して広げて！

地震の翌朝、テレビの映像にくぎ付けになりました。酒蔵で出荷を待つばかりだった酒瓶がケースごと崩れ、めっちゃめっちゃになっていたのです。かなりの量が破損し、片づけのめどが立たないと困り果てている姿。

“チームはちまき”は3人のメンバーですが、今回は地元でもありできる限りお手伝いすることにして、初めは温海地域での活動。住宅屋根からの落下物の分別。ガラスや瓦などを拾っては細かく分ける。他のメンバーは、住宅の庭へ流れ込んだ土砂の片づけにも行きました。住民の高齢者の方からは、自分たちだけではとてもできなかったと涙を流さんばかりに喜ばれたと・・・。

その後、酒蔵の窮状を訴える呼びかけをみて参加を決めました。遊佐から初めて現地で活動する人を数人誘い、酒瓶を水洗いしてケースに入れる作



業をしました。多くの商品が割れたり蓋が破損したりする中で、ほんの一部でも出荷できればとの思いで活動をさせていただきました。県外から泊り込みで来ている人、休みを取っては繰り返し手伝う地元の人。初対面の人たちと新たな繋がりもできました。様々な災害の知識をきちんと学びたいと提案し、何人かで防災士の資格も取りました。災害では、きょうの支援者が明日は逆の立場になる。そんな危機感を常に持って今後も活動していきます。

## 1.1 観光キャンペーン①

記入者

所属	観光物産課
職位	課長
氏名	阿部知弘

### 1. 観光分野の風評被害対策等の支援策

山形県沖地震により、源泉配管施設や建物等の破損のため、あつみ温泉では半数以上の旅館が一時的な休業を余儀なくされました。また、直接的な被害のなかった湯野浜温泉など他の市内温泉地でも宿泊予約のキャンセルが相次ぐなど、本市の基幹産業の一つである観光産業では深刻な影響を及ぼしました。

市では、県と協調して7月に、あつみ温泉での「宿泊割引支援事業 GENKI 割」に取組み、利用者が約12,500人という状況であります。合わせて、温海温泉源泉(有)が行う配管施設の復旧工事に対し補助金支援を実施しました。

あつみ温泉では、6月の宿泊者数が前年の5割程度まで落ち込んだところではありますが、県、市、地元観光協会、旅館関係者が一体となって旅行会社への営業活動や、情報発信、イベントを実施し、7月末には宿泊者数が前年の9割近くまで回復しました。

市では、地元のあつみ観光協会の声として、「GENKI 割」の効果を評価している状況も伺っており、一定の成果を上げたものと考えております。

その後、8月から9月まで、DEGAM 鶴岡ツーリズムビューローが中心となって、市内4温泉の宿泊施設が実施した「特典付き宿泊プラン」の取組については、利用者が約4,500名という状況であり、市内4温泉の関係者は、宿泊需要の創出に一定の成果があったものと評価しているところであります。

また、観光庁が5,300万円の予算を編成し、7月19日から実施した「山形・新潟応援キャンペーン」では、旅行会社や交通機関17社で

両県を対象とする割引の旅行商品の造成・販売が実施されており、本市で約5,400人の宿泊の実績となっているほか、本市はじめ両県観光の国内外への情報発信など、継続した取組が行われました。

一方では、宿泊者数の減少により、地震発生以降、4温泉等市内観光施設が被った損失は深刻で、短期間で取り戻すことは難しい状況でありますことから、市では、令和元年度末までかけて、情報発信の強化等の追加の誘客拡大策に取り組みました。

具体的には、インターネット旅行会社のウェブサイト等を活用し、新潟県・庄内エリアDCで「詣でる、つかる、いただきます」の官民協働での情報発信を強化しているほか、バスツアーの誘致など、冬季の旅行商品造成や販売の促進に取り組みました。

今後も、DEGAM や各観光協会等と連携して、国内外からの誘客促進に一層努め、本市への入込客数の回復、拡大を図ってまいります。

## 1.1 観光キャンペーン②

記入者

所属	あつみ観光協会
職位	会長
氏名	若松邦彦

### 1. あつみ温泉GENKI割の取り組み

あつみ温泉では、山形県沖地震の震度6弱の大きな揺れによって、各ホテル・旅館に配湯するための配湯管及び貯湯槽施設等が破損して温泉が漏れ出したほか、建物の屋根や内装、看板、食器類等が破損したため、各旅館では一時的な休業を余儀なくされました。

配湯管及び貯湯槽施設については、温海温泉源泉(有)が復旧に向けて緊急の修繕工事を実施し、各旅館はじめ関係者の懸命な努力の結果、7月1日には、7つの旅館全てが営業を再開することができました。

しかしながら、地震発生直後から、各旅館への宿泊予約のキャンセルが発生し、一時期、前年の5割程度まで宿泊者数が落ち込む深刻な状況でありました。

そのような中、山形県及び鶴岡市からは、迅速な対応で補正予算を編成していただき、あつみ観光協会では、7月1日から、3000円の宿泊割引プランで宿泊者の回復・拡大を目指す「あつみ温泉 GENKI 割」の取組を実施いたしました。

宿泊者が半減する危機的な状況でありましたので、7つの旅館がまさに一つになって、10日余りで、制度設計から、旅館での受け入れ態勢づくり、PR方法の検討など事業の企画づくりを急ぎました。

そうして、無事に7月1日からGENKI割をスタートすることができました。

また、あつみ観光協会では、旅館や店舗、各団体の関係者が協力して、「あつみ温泉の今を皆さんの目を見て楽しんでほしい」と、7月13日から15日まで、復興支援感謝イベント「あ

つみ温泉ふだんぎ、ゆかた」を急ぎよ企画し、実施しております。

こうして、様々な取組によりまして、1カ月間で12,444名の方から宿泊していただくことができ、何とか前年の9割程度まで回復し、風評被害の深刻な状況から脱することができたものと考えております。

しかしながら、前年比で1割程度、宿泊者数が落ち込んでいたことから、あつみ温泉では、10月から、新潟県・庄内エリアデスティネーションキャンペーンで市内4温泉が共同で取り組む「もうでる、つかる、いただきます」におきまして、「旬御膳と清酒摩耶山」を前面に情報発信を行い、宿泊者の拡大に努めました。この場をお借りしまして、山形県及び鶴岡市のご支援に深く感謝を申し上げます。

今後も、鶴岡市、DEGAMと各温泉の観光協会が連携して、宿泊者数の一層の拡大に努めてまいりたいと考えております。